

【新旧対照表】令和8年度地域間幹線系統確保維持計画

新							旧																																																																																																																																											
◆ 地域間幹線系統確保維持計画 ◆							◆ 地域間幹線系統確保維持計画 ◆																																																																																																																																											
1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性							1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																																																																																																																																											
<p>生活交通路線は、学生、高齢者等のいわゆる交通弱者を含めた地域住民にとって日常生活の足として欠かせない移動手段であるが、利用者減少等の結果、運賃収入のみによる運行の維持確保が困難となっている。</p> <p>このことから、生活交通路線に対し引き続き支援を行い、通勤、通学、通院等、住民の生活に必要な交通手段を確保する必要がある。</p>							<p>生活交通路線は、学生、高齢者等のいわゆる交通弱者を含めた地域住民にとって日常生活の足として欠かせない移動手段であるが、利用者減少等の結果、運賃収入のみによる運行の維持確保が困難となっている。</p> <p>このことから、生活交通路線に対し引き続き支援を行い、通勤、通学、通院等、住民の生活に必要な交通手段を確保する必要がある。</p>																																																																																																																																											
2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体							2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体																																																																																																																																											
<p>沖縄県生活交通確保維持協議部会において、サービス・利便性の向上による補助対象系統の利用者確保、利用状況に応じた運行形態の見直し等の協議を行う。</p> <p>実施主体の関係市町村及びバス事業者は、補助対象系統について沖縄県生活交通確保維持協議部会で協議した取組(周知広報、運行計画の見直しやフリー乗車券のPR活動等)を実施し、運送収入1%の収支改善に努める。</p>							<p>沖縄県生活交通確保維持協議部会において、サービス・利便性の向上による補助対象系統の利用者確保、利用状況に応じた運行形態の見直し等の協議を行う。</p> <p>実施主体の関係市町村及びバス事業者は、補助対象系統について沖縄県生活交通確保維持協議部会で協議した取組(周知広報、運行計画の見直しやフリー乗車券のPR活動等)を実施し、運送収入1%の収支改善に努める。</p>																																																																																																																																											
3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者							3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者																																																																																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間 : 令和8年度から令和10年度 ○ 運送予定者の選定 : 補助対象路線の運行に係る企画競争により選定 ○ 運送系統の概要 : 選定した運送予定者が運行する系統毎の運行本数等は下表のとおり ○ 輸送量等 : 別添資料1「路線別の運行回数、輸送量等の目標(計画)値」のとおり 							<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間 : 令和8年度から令和10年度 ○ 運送予定者の選定 : 補助対象路線の運行に係る企画競争により選定 ○ 運送系統の概要 : 選定した運送予定者が運行する系統毎の運行本数等は下表のとおり ○ 輸送量等 : 別添資料1「路線別の運行回数、輸送量等の目標(計画)値」のとおり 																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>系統番号</th> <th>系統名</th> <th>起点－経由地－終点</th> <th>運送予定者</th> <th>運行</th> <th>運行本数(往復)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77</td> <td>名護東線</td> <td>屋慶名－辺野古－名護</td> <td>沖縄バス(株)</td> <td>毎日</td> <td>平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>与勝線</td> <td>那覇－渡口－屋慶名</td> <td>沖縄バス(株)</td> <td>毎日</td> <td>平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>82</td> <td>玉泉洞糸満線</td> <td>糸満－具志頭－玉泉洞</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>豊見城市内一周線</td> <td>豊崎－渡橋名－豊崎</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 12 土曜 8 日曜 8 祝日 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>百名線(船越経由)</td> <td>那覇－船越－百名</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>中部線</td> <td>読谷－コザ－砂辺</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 22.5 土曜 15.5 日曜 15.5 祝日 15.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>那覇てだこ線</td> <td>那覇－浦添高校－てだこ浦西駅</td> <td>那覇バス(株)</td> <td>平日</td> <td>平日 3 土曜 0 日曜 0 祝日 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65 66</td> <td>本部半島線 辺土名線</td> <td>名護－渡久地－名護 名護－大宜味－辺土名</td> <td>共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通 共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 27 土曜 26 日曜 26 祝日 26 平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)	備考	77	名護東線	屋慶名－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10		52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11		82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11		105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 8 日曜 8 祝日 8		51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5		62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	平日 22.5 土曜 15.5 日曜 15.5 祝日 15.5		47	那覇てだこ線	那覇－浦添高校－てだこ浦西駅	那覇バス(株)	平日	平日 3 土曜 0 日曜 0 祝日 0		65 66	本部半島線 辺土名線	名護－渡久地－名護 名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通 共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 27 土曜 26 日曜 26 祝日 26 平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11		<table border="1"> <thead> <tr> <th>系統番号</th> <th>系統名</th> <th>起点－経由地－終点</th> <th>運送予定者</th> <th>運行</th> <th>運行本数(往復)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77</td> <td>名護東線</td> <td>屋慶名－辺野古－名護</td> <td>沖縄バス(株)</td> <td>毎日</td> <td>平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>与勝線</td> <td>那覇－渡口－屋慶名</td> <td>沖縄バス(株)</td> <td>毎日</td> <td>平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>82</td> <td>玉泉洞糸満線</td> <td>糸満－具志頭－玉泉洞</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>豊見城市内一周線</td> <td>豊崎－渡橋名－豊崎</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 16 土曜 8 日曜 8 祝日 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>百名線(船越経由)</td> <td>那覇－船越－百名</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>中部線</td> <td>読谷－コザ－砂辺</td> <td>(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 22.5 土曜 15.5 日曜 15.5 祝日 15.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>那覇てだこ線</td> <td>那覇－浦添高校－てだこ浦西駅</td> <td>那覇バス(株)</td> <td>平日</td> <td>平日 3 土曜 0 日曜 0 祝日 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65 66 67</td> <td>本部半島線 辺土名線</td> <td>名護－渡久地－名護 名護－大宜味－辺土名</td> <td>共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通 共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通</td> <td>毎日</td> <td>平日 27 土曜 26 日曜 26 祝日 26 平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)	備考	77	名護東線	屋慶名－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10		52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11		82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11		105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日 16 土曜 8 日曜 8 祝日 8		51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5		62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	平日 22.5 土曜 15.5 日曜 15.5 祝日 15.5		47	那覇てだこ線	那覇－浦添高校－てだこ浦西駅	那覇バス(株)	平日	平日 3 土曜 0 日曜 0 祝日 0		65 66 67	本部半島線 辺土名線	名護－渡久地－名護 名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通 共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 27 土曜 26 日曜 26 祝日 26 平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11	
系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)	備考																																																																																																																																												
77	名護東線	屋慶名－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10																																																																																																																																													
52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11																																																																																																																																													
82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11																																																																																																																																													
105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 8 日曜 8 祝日 8																																																																																																																																													
51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5																																																																																																																																													
62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	平日 22.5 土曜 15.5 日曜 15.5 祝日 15.5																																																																																																																																													
47	那覇てだこ線	那覇－浦添高校－てだこ浦西駅	那覇バス(株)	平日	平日 3 土曜 0 日曜 0 祝日 0																																																																																																																																													
65 66	本部半島線 辺土名線	名護－渡久地－名護 名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通 共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 27 土曜 26 日曜 26 祝日 26 平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11																																																																																																																																													
系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)	備考																																																																																																																																												
77	名護東線	屋慶名－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10																																																																																																																																													
52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11																																																																																																																																													
82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11																																																																																																																																													
105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日 16 土曜 8 日曜 8 祝日 8																																																																																																																																													
51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5																																																																																																																																													
62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	平日 22.5 土曜 15.5 日曜 15.5 祝日 15.5																																																																																																																																													
47	那覇てだこ線	那覇－浦添高校－てだこ浦西駅	那覇バス(株)	平日	平日 3 土曜 0 日曜 0 祝日 0																																																																																																																																													
65 66 67	本部半島線 辺土名線	名護－渡久地－名護 名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通 共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 27 土曜 26 日曜 26 祝日 26 平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11																																																																																																																																													

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(単位:千円)

R8	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
					国	県	市町村・事業者
77	名護東線	沖縄バス(株)	40,361	20,180	20,180	1	
52	与勝線	沖縄バス(株)	19,225	3,060	3,060	13,105	
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	27,894	3,306	3,306	21,282	
105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	18,528	6,595	6,595	5,338	
51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	1,870	386	386	1,098	
62	中部線	(株)琉球バス交通	31,103	5,863	5,863	19,377	
47	那覇てだこ線	那覇バス(株)	530	265	265	0	
65/66	本部半島線	共同運行 ※	94,456	14,061	14,061	66,334	
67	辺土名線	共同運行 ※	40,848	9,701	9,701	21,446	
計				274,815	63,417	63,417	147,981

R9	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
					国	県	市町村・事業者
77	名護東線	沖縄バス(株)	40,402	20,201	20,201	0	
52	与勝線	沖縄バス(株)	19,264	3,067	3,067	13,130	
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	27,909	3,308	3,308	21,293	
105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	17,840	6,350	6,350	5,140	
51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	1,876	387	387	1,102	
62	中部線	(株)琉球バス交通	31,163	5,874	5,874	19,415	
47	那覇てだこ線	那覇バス(株)	534	267	267	0	
65/66	本部半島線	共同運行 ※	94,474	14,064	14,064	66,346	
67	辺土名線	共同運行 ※	40,867	9,706	9,706	21,455	
計				274,329	63,224	63,224	147,881

R10	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
					国	県	市町村・事業者
77	名護東線	沖縄バス(株)	40,541	20,270	20,270	1	
52	与勝線	沖縄バス(株)	19,340	3,079	3,079	13,182	
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	27,996	3,318	3,318	21,360	
105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	17,912	6,376	6,376	5,160	
51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	1,885	389	389	1,107	
62	中部線	(株)琉球バス交通	31,287	5,898	5,898	19,491	
47	那覇てだこ線	那覇バス(株)	539	269	269	1	
65/66	本部半島線	共同運行 ※	94,745	14,104	14,104	66,537	
67	辺土名線	共同運行 ※	40,992	9,735	9,735	21,522	
計				275,237	63,438	63,438	148,361

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(単位:千円)

R8	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
					国	県	市町村・事業者
77	名護東線	沖縄バス(株)	40,361	20,180	20,180	1	
52	与勝線	沖縄バス(株)	19,225	3,060	3,060	13,105	
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	27,894	3,306	3,306	21,282	
105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	22,166	7,890	7,890	6,386	
51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	1,870	386	386	1,098	
62	中部線	(株)琉球バス交通	31,103	5,863	5,863	19,377	
47	那覇てだこ線	那覇バス(株)	530	265	265	0	
65/66	本部半島線	共同運行 ※	94,456	14,061	14,061	66,334	
67	辺土名線	共同運行 ※	40,848	9,701	9,701	21,446	
計				278,453	64,712	64,712	149,029

R9	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
					国	県	市町村・事業者
77	名護東線	沖縄バス(株)	40,402	20,201	20,201	0	
52	与勝線	沖縄バス(株)	19,264	3,067	3,067	13,130	
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	27,909	3,308	3,308	21,293	
105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	22,237	7,916	7,916	6,405	
51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	1,876	387	387	1,102	
62	中部線	(株)琉球バス交通	31,163	5,874	5,874	19,415	
47	那覇てだこ線	那覇バス(株)	534	267	267	0	
65/66	本部半島線	共同運行 ※	94,474	14,064	14,064	66,346	
67	辺土名線	共同運行 ※	40,867	9,706	9,706	21,455	
計				278,726	64,790	64,790	149,146

R10	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
					国	県	市町村・事業者
77	名護東線	沖縄バス(株)	40,541	20,270	20,270	1	
52	与勝線	沖縄バス(株)	19,340	3,079	3,079	13,182	
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	27,996	3,318	3,318	21,360	
105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	22,346	7,954	7,954	6,438	
51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	1,885	389	389	1,107	
62	中部線	(株)琉球バス交通	31,287	5,898	5,898	19,491	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
(地域間幹線系統)

令和8年度				
都道府県 (市区町村)	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	協 働 特 例 措 置
沖縄県	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	20,180	
	沖縄バス(株)	(2) 52 与勝線	3,060	
	(株)琉球バス交通	(3) 82 玉泉洞糸満線	3,306	
	(株)琉球バス交通	(4) 105 豊見城市内一周線	6,595	
	(株)琉球バス交通	(5) 51 百名線(船越)	386	
	(株)琉球バス交通	(6) 62 中部線	5,863	
	那覇バス(株)	(7) 47 那覇てだこ線	265	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(8) 65/66 本部半島線	14,061	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(9) 67 辺土名線	9,701	
合 计			63,417	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
(地域間幹線系統)

令和8年度				
都道府県 (市区町村)	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	協 働 特 例 措 置
沖縄県	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	20,180	
	沖縄バス(株)	(2) 52 与勝線	3,060	
	(株)琉球バス交通	(3) 82 玉泉洞糸満線	3,306	
	(株)琉球バス交通	(4) 105 豊見城市内一周線	7,890	
	(株)琉球バス交通	(5) 51 百名線(船越)	386	
	(株)琉球バス交通	(6) 62 中部線	5,863	
	那覇バス(株)	(7) 47 那覇てだこ線	265	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(8) 65/66 本部半島線	14,061	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(9) 67 辺土名線	9,701	
合 计			64,712	

路線別 運行回数、輸送量等の目標（計画）値

			計画年度	運行日数	運行回数 (一日あたり)	平均乗車 密度	輸送量
沖繩バス（株）	77 名護東線		R8	365日	4,132回 (11.3)	5.0人	56.5人
			R9	365日	4,136回 (11.3)	5.0人	56.5人
			R10	366日	4,150回 (11.3)	5.0人	56.5人
	52 与勝線		R8	365日	5,762回 (15.7)	6.2人	97.3人
			R9	365日	5,779回 (15.8)	6.2人	98人
			R10	366日	5,802回 (15.8)	6.2人	98人
	82 玉泉洞糸満線		R8	365日	4,256回 (11.6)	2人	23.2人
			R9	365日	4,258回 (11.6)	2人	23.2人
			R10	366日	4,271回 (11.6)	2人	23.2人
（株）琉球バス交通	105 豊見城市内一周線		R8	365日	4,044回 (11)	6.5人	71.5人
			R9	365日	3,892回 (10.6)	6.5人	68.9人
			R10	366日	3,908回 (10.6)	6.5人	68.9人
	51 百名線（船越）		R8	365日	3,698回 (10.1)	5.2人	52.5人
			R9	365日	3,709回 (10.1)	5.2人	52.5人
			R10	366日	3,726.5 (10.1)	5.2人	52.5人
	62 中部線		R8	365日	7,344.5回 (20.1)	5.0人	100.5人
			R9	365日	7,358.5回 (20.1)	5.0人	100.5人
			R10	366日	7,388回 (20.1)	5.0人	100.5人

路線別 運行回数、輸送量等の目標（計画）値

			計画年度	運行日数	運行回数 (一日あたり)	平均乗車 密度	輸送量
沖繩バス（株）	77 名護東線		R8	365日	4,132回 (11.3)	5.0人	56.5人
			R9	365日	4,136回 (11.3)	5.0人	56.5人
			R10	366日	4,150回 (11.3)	5.0人	56.5人
	52 与勝線		R8	365日	5,762回 (15.7)	6.2人	97.3人
			R9	365日	5,779回 (15.8)	6.2人	98人
			R10	366日	5,802回 (15.8)	6.2人	98人
	82 玉泉洞糸満線		R8	365日	4,256回 (11.6)	2人	23.2人
			R9	365日	4,258回 (11.6)	2人	23.2人
			R10	366日	4,271回 (11.6)	2人	23.2人
（株）琉球バス交通	105 豊見城市内一周線		R8	365日	4,848回 (13.2)	6.5人	85.8人
			R9	365日	4,864回 (13.3)	6.5人	86.4人
			R10	366日	4,888回 (13.3)	6.5人	86.4人
	51 百名線（船越）		R8	365日	3,698回 (10.1)	5.2人	52.5人
			R9	365日	3,709回 (10.1)	5.2人	52.5人
			R10	366日	3,726.5 (10.1)	5.2人	52.5人
	62 中部線		R8	365日	7,344.5回 (20.1)	5.0人	100.5人
			R9	365日	7,358.5回 (20.1)	5.0人	100.5人
			R10	366日	7,388回 (20.1)	5.0人	100.5人

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通			
8年度				

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業				
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km	10,018,213.5	経常収支率	102.72 %

乗合バス事業				
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km	10,770,684.5	経常収支率	95.48 %

乗合バス事業				
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円
	営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円
	営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ")	km	11,232,588.1	経常収支率	83.33 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) 口÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) 口÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) 口÷ハ=c
沖縄	240. 円 63 銭	259. 円 15 銭	281. 円 78 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 木	キロ当たり経常費用 ニトホのいづれか少ない額 ^	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	260. 円 52 銭		260. 円 52 銭	289. 円 44 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数	計画運行日数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助プロック外乗入部分のキロ程	同一補助プロック都道府県外乗入部分に係るキロ程	他路線との競合部分の競合率	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	(チー(リナス+ル)) +チニヲ
				起点	主な経由地	終点										
1	玉泉洞 糸満 真志頭 玉泉洞		4256.0回 (11.6)	2.0	232 人	往19.0 km (平均) 復19.0 km	19.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0%	100.00%	
2	豊見城 市内一 周線 豊崎 ビーチ 渡橋名 ビーチ		4044.0回 (11.0)	6.5	71.5 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0%	100.00%	
3	百名 (船越 経由) BT		3698.0回 (10.1)	5.2	52.5 人	往17.9 km 復17.9 km	17.9 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往10.5 km 復10.5 km	10.5 km	58.65%	41.340%	
4	中部線 読谷 ゴザ 砂辺		7344.5回 (20.1)	5.0	100.5 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	19.0 km	62.29%	37.704%	
合計	系統					往95.6 km 復95.6 km	95.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往29.5 km 復29.5 km	29.5 km			

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通			
8年度				

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業				
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km	10,018,213.5	経常収支率	102.72 %

乗合バス事業				
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km	10,770,684.5	経常収支率	95.48 %

乗合バス事業				
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円
	営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円
	営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ")	km	11,232,588.1	経常収支率	83.33 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)
補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) 口÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) 口÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) 口÷ハ=c

</

補助 プロ ト名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの 計画実車走行キロ 補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額	補助対象 経常費用から経常収益を控除した額	補助対象 経費の限度額	タ又はしのうちいづれか少ないほうの額				
				基準期間の前々年度						基準期間の前年度			基準期間										
				(チー(リ+ ヌ))÷チ=ヲ ワ	ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3=/ 経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ=f	カ×ヨ=タ カ×9/20=レ /×ワ以上の額:ヨ	カ×ヨ=タ カ×9/20=レ	ソ							
沖縄	1		100.00% 163,583.7km 42,616,825円 90.円 00 銭 13,634,739円 163673.4km 83.円30銭 14,372,567円 161913.7km 88.円76銭 15,696,015円 160250.3km 97.円94銭 14,722,533円 27,894,292円 19,177,571円 19,177,571円																				
	2		100.00% 112,527.0km 29,315,534円 95.円 86 銭 11,346,435円 135250.7km 83.円89銭 12,530,702円 134020.1km 93.円49銭 14,631,392円 132749.0km 110.円21銭 10,786,838円 18,528,696円 13,191,990円 13,191,990円																				
	3		100.00% 132,388.4km 34,489,825円 246.円 39 銭 28,805,733円 139426.7km 206.円60銭 34,514,812円 138044.8km 250.円02銭 37,505,201円 132728.5km 282.円57銭 32,619,177円 1,870,648円 15,520,421円 1,870,648円																				
	4		100.00% 447,217.1km 116,508,998円 190.円 97 銭 91,489,247円 570290.9km 160.円42銭 106,878,901円 564406.6km 189.円36銭 124,712,596円 558920.0km 223.円13銭 85,405,049円 31,103,949円 52,429,049円 31,103,949円																				
合計			855716.2km 222,931,182円																				
沖縄																							
沖縄																							
合計			44,870,318円 65,344,158円 32,305,702円 32,303千円 16,151.0千円 79,397,585円 63,246,085円 16,151,500円 % 27,576,040円 % 0円 % 19,518,545円 %																				
沖縄																							
合計			47,460,005円 67,933,845円 34,895,389円 34,893千円 17,446.0千円 83,034,902円 65,588,407円 17,446,500円 % 28,623,362円 % 0円 % 19,518,545円 %																				

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通				
9年度					

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ)	2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ)	2,822,979 千円
営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益	76,762 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 10,018,213.5	経常収支率	102.72 %			

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ')	2,665,191 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ')	2,791,271 千円
営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 10,770,684.5	経常収支率	95.48 %			

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ")	2,252,480 千円
	営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ")	2,702,956 千円
営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円	
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ")	km 11,232,588.1	経常収支率	83.33 %			

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) 口÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) 口÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) 口÷ハ=c
	沖縄	240. 円 63 銭	259. 円 15 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニトホのいすれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イハニト
	沖縄	260. 円 52 銭	260. 円 52 銭	289. 円 44 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 プロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統			計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	補助プロック外乗入部分のキロ程	同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合車両	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	他路線との競合車両の比率	同一補助プロック外乗入部分のキロ程との比率	
			運行系統名	起点	主な経由地													
					①=カッコ内	②	①×②=③	チ	オ	オヂニク	リ	ヌ	ル	ルニチ	(チー(リ+ス+ル)+ニチニヲ)	リ	ヌ	
1	玉泉洞 糸満	具志頭 玉泉洞	365 日	4258.0回	2.0	232 人	往19.0 km (平均) (11.8)	往0.0 km 復19.0 km 19.0 km	0.0 km	0.0%	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	0.0%	100.00%	0.0%	0.0%
2	豊見城 市内周線	豊崎 ビーチ	波椎名 ビーチ	365 日	3892.0回 (10.6)	6.5	68.3 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	0.0%	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	0.0%	100.00%	0.0%	0.0%
3	百名 (船越 経由)	那覇 BT	船越	365 日	3709.0回 (10.1)	5.2	52.5 人	往17.9 km 復17.9 km	17.9 km	0.0%	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往10.5 km 復10.5 km 10.5 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	58.65%	41.34%	0.0%	0.0%
4	中部線	読谷 コザ	砂辺	365 日	7358.5回 (20.1)	5.0	100.5 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	0.0%	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往19.0 km 復19.0 km 19.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	62.29%	37.704%	0.0%	0.0%
合計	系統						往95.6 km 復95.6 km	95.6 km	0.0 km	0.0%	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往29.5 km 復29.5 km 29.5 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km			0.0%	0.0%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通				
9年度					

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ)	2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ)	2,822,979 千円
営業損益						

補助 プロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	補助対象経常費用の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象絏費の限度額														
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間																						
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ=f	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ																	
	1		100.0%	163,675.1km	42,640,637円	90. 円 00 銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	15,696,015円	160250.3km	97.円94銭	14,730,759 円	27,909,878 円	19,188,286 円	19,188,286 円	14,730,759 円	27,909,878 円	19,188,286 円												
沖縄	2		100.0%	108,345.0km	28,226,039円	95. 円 86 銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	14,631,392円	132749.0km	110.円21銭	10,385,951 円	17,840,088 円	12,701,717 円	12,701,717 円	12,945,960 円	22,237,448 円	15,832,533 円												
	3		100.0%	132,782.2km	34,592,418円	246. 円 39 銭	28,805,733円	139426.7km	206.円60銭	34,514,812円	138044.8km	250.円02銭	37,505,201円	132728.5km	282.円57銭	32,716,206 円	1,876,212 円	15,566,588 円	1,876,212 円	32,716,206 円	1,876,212 円	15,566,588 円												
	4		100.0%	448,066.3km	116,730,232円	190. 円 97 銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	124,712,596円	558920.0km	223.円13銭	85,567,221 円	31,163,011 円	52,528,604 円	31,163,011 円	31,163,011 円	52,528,604 决	31,163,011 决												
	合計			852868.6km	222,189,326円				145,276,154円	1008641.7km		168,296,982円	998385.2km		192,545,204円	984647.8km		143,400,137 决	78,789,189 决	99,985,195 决	64,929,226 决													
補助 プロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合									計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合													
									都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担						「その他の者」の具体的概要		都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
									ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ツ×みなし運行回数／①計画運行回数=ネ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ=ヨ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合					負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		19,188,286 决	19,188,286 决	6,616 千円	3,308.0 千円	27,909,878円	24,601,878円	3,308,000円	13.4%	21,293,878円	86.6%	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%												
	2		12,701,717 决	12,701,717 决	12,701 千円	6,350.5 千円	17,840,088円	11,489,588円	6,350,500円	55.3%	5,139,088円	44.7%	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%												
	3		775,626 决	1,876,212 决	775 千円	387.5 千円	1,876,212円	1,488,712円	387,500円	26.1%	959,156円	64.4%	0円	0.0%	142,056円	9.5%																		
	4		11,749,701 决	31,163,011 决	11,749 千円	5,874.5 千円	31,163,011円	25,288,511円	5,874,500円	23.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	19,414,011円	76.8%																		
	合計		44,415,330 决	64,929,226 决	31,843,694 决	31,841 千円	15,920.0 千円	78,789,189円	62,668,689円	15,920,500円	% 27,392,122円	%	0円	% 19,556,067円	%																			

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通			
10年度				

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業	
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	営業収益 2,877,293 千円 営業外収益 22,448 千円 経常収益(イ) 2,899,741 千円
	営業費用 2,809,876 千円 営業外費用 13,103 千円 経常費用(ロ) 2,822,979 千円
	営業損益 67,417 千円 営業外損益 9,345 千円 経常損益 76,762 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 10,018,213.5 経常収支率 102.72 %

乗合バス事業	
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益 2,643,373 千円 営業外収益 21,818 千円 経常収益(イ') 2,665,191 千円
	営業費用 2,775,021 千円 営業外費用 16,250 千円 経常費用(ロ') 2,791,271 千円
	営業損益 △ 131,648 千円 営業外損益 5,568 千円 経常損益 △ 126,080 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 10,770,684.5 経常収支率 95.48 %

乗合バス事業	
基準期間の前々年度 の 損益状況	営業収益 2,206,089 千円 営業外収益 46,391 千円 経常収益(イ") 2,252,480 千円
	営業費用 2,682,455 千円 営業外費用 20,501 千円 経常費用(ロ") 2,702,956 千円
	営業損益 △ 476,366 千円 営業外損益 25,890 千円 経常損益 △ 450,476 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ")	km 11,232,588.1 経常収支率 83.33 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) 口÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) 口÷ハ=c
	沖縄	240. 円 63 銭	259. 円 15 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=二	地域キロ当たり標準経常費用 木	キロ当たり経常費用 ニトホのいずれか少ない額 ^	キロ当たり経常収益 イハ=ト
	沖縄	260. 円 52 銭	260. 円 52 銭	289. 円 44 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系 統 名	運行系統		計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分に係るキロ程	他路線との競合 部分のキロ程 ルニト (チー(リ+ ヌ+ル)+ チーナ ルニト)	補助ブロッ ク外乗入 部分、同一 補助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線との 競合部分 以外のキ ロ程の比 率	
				①	=カッコ 内										
1	玉泉洞 糸満	糸満 具志頭	玉泉洞	366 日	4271.0回 (11.6)	2.0	232 人	往19.0 km (平均) 復19.0 km 19.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km 0.0 km	0.0%	往0.0 km (平均) 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km 0.0 km	100.00%	
2	豊見城 市内一 周線	豊崎 渡橋名 ビーチ	豊崎	366 日	3908.0回 (10.6)	6.5	68.9 人	往28.2 km 復28.2 km 28.2 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	0.0%	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	100.00%	
3	百名 (船越 経由) BT	那覇 船越	百名 BT	366 日	3726.5回 (10.1)	52	52.5 人	往17.9 km 復17.9 km 17.9 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	0.0%	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	往10.5 km 往10.5 km 10.5 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	58.65%	41.340%
4	中部線 諫谷 ゴザ 砂辺	諫谷 ゴザ 砂辺	中部線 諫谷 ゴザ 砂辺	366 日	7388.0回 (20.1)	5.0	100.5 人	往30.5 km 復30.5 km 30.5 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	0.0%	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	往19.0 km 往19.0 km 19.0 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	62.29%	37.704%
合計	系統										往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	往0.0 km 往0.0 km 0.0 km	往29.5 km 往29.5 km 29.5 km		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通			
10年度				

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円
経常収支率 102.72 %				

補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	乗合バス事業			
	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円
経常収支率 102.72 %				

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業			
営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	
営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	

<tbl_r

補助 プロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都 道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益																		
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間												
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"=	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"=	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"=	カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ							
沖縄	1		100.00%	164,184.5km	42,773,345円	90. 円 00 銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	15,696,015円	160250.3km	97.円94銭	14,776,605円	27,996,740円	19,248,005円						
	2		100.00%	108,784.6km	28,340,563円	95. 円 86 銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	14,631,392円	132749.0km	110.円21銭	10,428,091円	17,912,472円	12,753,253円						
	3		100.00%	133,408.7km	34,755,634円	246. 円 39 銭	28,805,733円	139426.7km	206.円80銭	34,514,812円	138044.8km	250.円02銭	37,505,201円	132728.5km	282.円57銭	32,870,569円	1,885,065円	15,640,035円	1,885,065円					
	4		100.00%	449,860.4km	117,197,631円	190. 円 97 銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	124,712,596円	558920.0km	223.円13銭	85,909,840円	31,287,791円	52,738,933円	31,287,791円					
合計							856238.2km	223,067,173円				145,276,154円	1008641.7km		168,296,982円	998385.2km		192,545,204円	984647.8km		143,985,105円	79,082,068円	100,380,226円	65,174,114円

補助 プロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都 道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益																		
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間												
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"=	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"=	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"=	カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ							
沖縄	1		100.00%	164,184.5km	42,773,345円	90. 円 00 銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	15,696,015円	160250.3km	97.円94銭	14,776,605円	27,996,740円	19,248,005円	19,248,005円					
	2		100.00%	135,710.1km	35,355,195円	95. 円 86 銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	14,631,392円	132749.0km	110.円21銭	10,428,091円	17,912,472円	12,753,253円	15,909,837円					
	3		100.00%	133,408.7km	34,755,634円	246. 円 39 銭	28,805,733円	139426.7km	206.円80銭	34,514,812円	138044.8km	250.円02銭	37,505,201円	132728.5km	282.円57銭	32,870,569円	1,885,065円	15,640,035円	1,885,065円					
	4		100.00%	449,860.4km	117,197,631円	190. 円 97 銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	124,712,596円	558920.0km	223.円13銭	85,909,840円	31,287,791円	52,738,933円	31,287,791円					
合計							883163.7km	230,081,805円				145,276,154円	1008641.7km		168,296,982円	998385.2km		192,545,204円	984647.8km		146,566,184円	83,515,621円	103,536,810円	68,330,698円

補助 プロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都 道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以 外に係るもの	計画平均 乗車密度 が人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合									
									都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
									ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ=ツ	
沖縄	1		19,248,005円	19,248,005円	6,637 千円	3,318.5 千円	27,996,740円	24,678,240円	3,318,500円	13.4%	21,359,740円	86.6%	0円	0.0%	0円	0.0%	0.0%	
	2		12,753,253円	12,753,253円	12,753 千円	6,376.5 千円	17,912,472円	11,535,972円	6,376,500円	55.3%	5,159,472円	44.7%	0円	0.0%	0円	0.0%	0.0%	
	3		779,285円	1,885,065円	779 千円	389.5 千円	1,885,065円	1,495,565円	388,500円	26.1%	963,383円	64.4%	0円	0.0%	142,682円	9.5%		
	4		11,796,748円	31,287,791円	11,796 千円	5,898.0 千円	31,287,791円	25,389,791円	5,898,000円	23.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	19,491,7			

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 30 日	国総計第 97 号 国鉄財第 368 号 国鉄業第 102 号 国自旅第 240 号 国海内第 149 号 国空環第 103 号
平成 23 年 5 月 27 日	国総計第 14 号 国空事第 118 号
平成 23 年 7 月 22 日	国総支第 4 号 国自旅第 11 号
平成 23 年 9 月 30 日	国総支第 20 号 国自旅第 50 号
平成 24 年 3 月 30 日	国総支第 60 号 国自旅第 201 号 国空環第 91 号
平成 24 年 4 月 16 日	国総支第 7 号 国自旅第 36 号
平成 24 年 11 月 19 日	国総支第 43 号 国自旅第 325 号
平成 25 年 5 月 8 日	国総支第 8 号 国鉄事第 28 号 国自旅第 21 号 国海内第 10 号
平成 25 年 7 月 19 日	国総支第 35 号 国自旅第 70 号
平成 26 年 3 月 28 日	国総支第 87 号 国鉄都第 131 号 国鉄事第 397 号 国自旅第 619 号 国海内第 93 号 国空環第 94 号
平成 26 年 5 月 21 日	国総支第 12 号
平成 27 年 4 月 9 日	国総支第 65 号 国鉄都第 131 号 国鉄事第 330 号 国自旅第 380 号 国海内第 118 号 国空環第 91 号

平成 28 年 3 月 31 日 国総支第 60 号
国鉄都第 127 号
国鉄事第 470 号
国自旅第 407 号
国海内第 136 号
国空事第 7253 号
国空環第 76 号

平成 28 年 11 月 28 日 国総支第 45 号
国鉄都第 75 号
国鉄事第 200 号
国自旅第 210 号
国海内第 109 号
国空環第 56 号

平成 29 年 6 月 9 日 国総支第 15 号
国鉄都第 38 号
国鉄事第 57 号
国自旅第 51 号
国海内第 39 号
国空事第 208 号

平成 29 年 8 月 2 日 国総支第 31 号
国自旅第 103 号

平成 30 年 4 月 19 日 国総支第 68 号
国鉄都第 195 号
国自旅第 308 号
国海内第 195 号
国空事第 1111 号

平成 30 年 10 月 25 日 国総支第 33 号
国総安政第 65 号

平成 31 年 2 月 25 日 国総支第 46 号
国鉄都第 128 号
国鉄事第 324 号
国自旅第 249 号

平成 31 年 4 月 24 日 国総支第 1 号
国自旅第 2 号

令和 2 年 2 月 5 日 国総地第 57 号
国総交第 97 号
国鉄都第 111 号
国鉄事第 361 号
国自旅第 253 号

令和 2 年 4 月 2 日 国総地第 80 号

		国鉄都第 265号
		国自旅第 334号
令和 2年	6月 22日	国総地第 33号 国総安政第 22号
令和 2年	7月 1日	国総地第 34号 国総毛第 16号 国鉄事第 87号 国自旅第 78号 国海内第 29号 国空事第 414号
令和 3年	2月 16日	国総地第 96号 国鉄事第 633号 国自旅第 406号 国海内第 208号 国空事第 1627号
令和 3年	4月 5日	国総地第 121号 国自旅第 504号 国海内第 234号
令和 4年	2月 15日	国総地第 61号 国鉄総第 385号 国鉄都第 155号 国自旅第 462号 国自技環第 158号 国海内第 272号
令和 4年	2月 18日	国総地第 63号 国鉄事第 632号 国自旅第 468号 国海内第 275号 国空事第 1317号
令和 4年	3月 29日	国総地第 75号 国自旅第 516号
令和 4年	5月 23日	国総地第 19号 国自旅第 53号
令和 4年	6月 6日	国総地第 23号 国総バ第 58号 国自旅第 67号 国自技環第 26号
令和 5年	3月 3日	国総地第 91号 国自旅第 476号
令和 5年	3月 9日	国総地第 95号

国自旅第490号
令和 5年 3月24日 国総地第107号
国鉄総第492号
国鉄都第218号
国鉄事第827号
国自旅第530号
国自技環第208号
国海内第241号
国空事第1249号
令和 5年 3月28日 国総地第120号
令和 5年 6月30日 国総地第43号
国鉄事第223号
国自旅第79号
国自技環第55号
令和 5年 8月 1日 国総地第 57号
国自旅第 97号
令和 5年 9月 6日 国総地第 74号
令和 6年 2月21日 国総地第118号
令和 6年 3月12日 国総地第121号
国自旅第339号
令和 6年 3月18日 国総地第131号
国自旅第349号
令和 6年 3月18日 国総地第133号
令和 6年 3月21日 国総地第138号
国自旅第356号
令和 6年 3月21日 国総地第141号
国鉄事第803号
国自旅第362号
国自技環第207号
国海内第178号
国空事第1134号
令和 6年 4月18日 国総地第 5号
国鉄事第65号
国自旅第13号
国自技環第5号
国海内第11号
国空事第26号
令和 6年 6月14日 国総地第77号
国自旅第95号
国海内第46号

令和 6年 9月 11日	国総地第 118号
令和 6年 9月 30日	国総地第 121号 国自旅第 194号
令和 7年 1月 21日	国総地第 158号 国自旅第 258号
令和 7年 2月 21日	国総地第 172号 国自旅第 291号
令和 7年 3月 4日	国総地第 176号 国鉄都第 151号 国鉄事第 499号 国自旅第 295号 国自技環第 172号 国海内第 209号 国空事第 1125号
令和 7年 5月 7日	国総地第 11号 国鉄都第 7号 国鉄事第 25号 国自旅第 3号 国自技環第 5号 国海内第 3号 国空事第 14号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第1編 共通事項（第1条－第3条）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通（第4条－第25条の16）

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

第2節の2 エリアー括協定運行事業

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

第5節 貨客混載導入経費国庫補助金

第2章 離島航路（第26条－第58条）

第1節 総則

第2節 離島航路運営費等補助金

第3節 離島航路構造改革補助金

第3章 離島航空路（第59条－第73条）

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条－第91条）

第2章 利用環境改善促進等事業（第92条－第97条）

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条－第105条）

第4編 地域公共交通調査等事業

第1章 地域公共交通調査事業（第106条－第123条）

第1節 地域公共交通計画策定事業

第2章 地域公共交通利便増進事業（第127条－第132条）

第1節 利便増進計画策定事業

第2節 利便増進計画推進事業

第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業（第132条の2－第132条の7）

第1節 運送継続計画策定事業

第2節 運送継続計画推進事業

第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業

第1節 移動等円滑化促進方針策定事業（第133条－第135条）

第2節 移動等円滑化基本構想策定事業（第136条－第138条）

第5章 地域公共交通再構築調査事業（第139条－第143条）

第6章 共同経営計画策定事業（第144条－第146条）

第7章 エリア一括協定運行調査事業（第147条－第150条）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、

地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）
- ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業
- 八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
- ロ 利便増進計画（活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26－1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

- ロ 運送継続計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26－2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
- ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
- 十一 「地域公共交通再構築調査事業」とは、鉄道路線の全部又は一部の区間における、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るために実施される事業をいう。
- 十二 「共同経営計画策定事業」とは、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）に基づく共同経営計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。
- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む。）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

（協議会）

- 第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。
- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以

下「活性化法法定協議会」という。)にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。)を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第一号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を経営する者(以下「乗合バス事業者」という。)であって、活性化法法定協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。

2 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるも

のとする。

- 2 前項の規定は、利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統については、当該利便増進計画又は当該運送継続計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

(地域公共交通計画)

第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
 - 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表1の補助対象事業の基準ホただし書（前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準ホただし書）に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要
 - 六 別表1の補助対象事業の基準ニ（前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準ニ）に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあっては、当該市町村の一覧
 - 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率1%以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）

- 3 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「利便増進特例」又は「運送継続特例」という。）を受けようとする場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
- 4 活性化法法定協議会は、第2項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに拘りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。
- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第2項第七号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況（当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況）となった運行系統にあっては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画（2ヶ年計画）」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となつたと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となつた運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となつたと認められる場合を除く。

（地域公共交通計画の認定の申請）

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

- 2 前項の認定の申請は、様式第1－1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。
- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1－5による補助対象期間の前々年度、前々々年

度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要

四 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

4 活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第1項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

（地域公共交通計画の変更）

第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定の申請は、様式第1－2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（地域公共交通計画の認定）

第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。

2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

（補助金交付申請）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1－8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第3項の規定により運行を行った運送予定者（以下「運送実施者」という。）に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

令和7年度第2回沖縄県生活交通確保維持協議部会（書面開催）

協議結果

1 協議事項

【議題】令和8年度地域間幹線系統確保維持計画の変更について

2 書面回答の状況

委員43名*中41名から回答あり→過半数からの意思表明があつたため協議会は成立

※協議会会长及び沖縄県交通政策課長を除く

(沖縄県生活交通確保維持協議部会設置要綱第5条)

3 協議結果

回答を得た委員41名全員から承認を得たことから、同協議事項は承認とする。

(沖縄県生活交通確保維持協議部会設置要綱第5条)

4 委員からの意見

委員	意見
豊見城市	<p>今回の減便等は市内一周線バスの確保維持の観点により、やむを得ないと思料されます。ただし、運行本数やダイヤの変更等については、利用者への周知方法や周知期間の確保などの周知のあり方を、より利用者の理解が得られるよう改善する必要があると考えます。</p> <p>利用者への負担が最小限に抑えられるよう、本市や自治会等と協議しながらすすめて頂きたいと考えています。</p>
株式会社琉球バス交通	<p>本件減便は、労働時間に関する規制強化に伴い、当社がその規定を遵守するために必要な措置として実施する必要がありました。現在、最も重要な課題は運転手の確保あり、引き続き人員確保と労働環境改善に取り組みながら、可能な範囲で運行の維持・改善を図ってまいります。</p> <p>地域の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>

那覇バス株式会社	<p>当社は、地域交通の維持を最優先に考え、赤字欠損を抱える路線についても運行を継続している状況にあります。今回の減便対象地域とは運行区域が一部重なることから、住民の移動手段の確保にあたっては、当該地域を結ぶ幹線バスとして、当社路線（系統45、446 番）の運行継続が重要であると認識しております。</p> <p>一方で、運転手の確保が困難となっていることに加え、人件費や車両維持費等の上昇により経営環境は一層厳しさを増しております。当社としても、経費削減や運賃改定などの経営努力を継続しているところではありますが、単独で持続可能な運行を維持するには限界が生じております。</p> <p>このような状況を踏まえ、地域公共交通を守るという観点から、当該地域の路線について新たに欠損補助の支援措置を講じていただくことが不可欠であると考えております。つきましては、国・県・関係市町村おかれましては、その必要性をご検討いただき、ぜひとも具体的な支援を講じていただきますようお願い申し上げます。</p>
----------	--

令和7年度 第2回沖縄県生活交通確保維持協議部会（書面開催）
協議結果 内訳

(1) 承認41名、不承認0名

承認	沖縄総合事務局、那覇市長、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、国頭村長、大宜味村長、今帰仁村長、本部町長、恩納村長、宜野座村長、金武町長、伊江村長、読谷村長、嘉手納町長、北谷町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、粟国村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長、伊江島観光バス、沖縄バス、琉球バス交通、那覇バス 平安座総合開発、宮古協栄バス、共和バス、東運輸、西表島交通 (沖縄県生活交通確保維持協議部会委員 名簿順)
不承認	なし

沖縄県生活交通確保維持協議部会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県地域公共交通協議会規約第8条の規定に基づき、沖縄県内の地域住民の生活交通の確保維持を図るため、沖縄県生活交通確保維持協議部会（以下「部会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の第7条及び第21条で規定する生活交通確保維持改善計画に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に関すること。

(構成)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員がやむ得ない事由により欠席する場合、その委員が指名する者を代理として出席させることができる。

(会長)

第4条 部会に会長を置き、会長は沖縄県企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 部会の議長は、会長が務める。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 部会の議事は、会議に出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ、利用者の代表など関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(書面等による部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めるこことにより、部会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。ただし、前条第3項中「出席」を「書面等により意思表明」と、同第4項中「会議に出席した委員（代理出席者を含む。）」を「書面等により意思表明した委員」と、同第5項中「関係者の出席を求め、」を「関係者から書面等により」に読み替える。

(事務局)

第8条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、沖縄県企画部交通政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会及び事務局の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

(別表第1) 沖縄県生活交通確保維持協議部会委員

沖縄県企画部長
沖縄総合事務局運輸部長
那覇市長
宜野湾市長
石垣市長
浦添市長
名護市長
糸満市長
沖縄市長
豊見城市長
うるま市長
宮古島市長
南城市長
国頭村長
大宜味村長
東村長
今帰仁村長
本部町長
恩納村長
宜野座村長
金武町長
伊江村長
読谷村長
嘉手納町長
北谷町長
北中城村長
中城村長
西原町長
与那原町長
南風原町長
粟国村長
久米島町長
八重瀬町長
竹富町長
伊江島観光バス(株) 代表取締役社長
沖縄バス(株) 代表取締役社長
(株)琉球バス交通 代表取締役社長
那覇バス(株) 取締役副社長
平安座総合開発(株) 代表取締役社長
(株)八千代バス・タクシー 代表取締役社長
宮古協栄バス(資) 代表社員
(資)共和バス 代表社員
東運輸(株) 代表取締役社長
西表島交通(株) 代表取締役
沖縄県企画部交通政策課長